

制定 令和4年4月

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、高齢者虐待及び障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会その他法人の組織に関する事項

(1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、法人内に「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（虐待防止責任者）を定める。

(2) 委員会の委員長は、事業部長が務める。

(3) 委員会の委員は、管理者、介護支援専門員、介護職員とする。

(4) 委員会は、年1回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

- (6) 委員会の協議事項は、次のとおりとする。
- ①虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ④虐待について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ⑤従業者が虐待を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥虐待について報告するための様式の整備に関すること。
 - ⑦虐待について報告された事例の集計と分析に関すること。
 - ⑧虐待の発生原因等の分析から得られる再発防止策の検討に関すること。
 - ⑨再発防止策を講じた際に、その効果についての検証に関すること。
 - ⑩労働環境・条件について確認するための様式の整備等に関すること。
- (7) 検討結果は、従業員全員に周知徹底する。
- (8) 委員会は、職員セルフチェックリスト（年1回実施）、虐待早期発見チェックリスト（虐待発見時・相談時実施）を使用し、虐待の早期発見に努める。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容について、研修資料、出席者名簿等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

通報先		電話番号
高齢者	住所地に応じた江東区長寿サポートセンター	利用者住所地の管轄 03-3647-4324
	地域ケア推進課権利擁護係	
障害者	江東区障害者虐待防止センター	03-3647-8003
その他：担当介護支援専門員、担当ケースワーカーなど		

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待及び障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努める。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、区の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、各事業所の事務室に備え付けることとする。また、当社ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。